

# 石川県公報

平成27年3月27日(金曜日)

号 外

(第 22 号)

## 目 次

告 示	
○石川県建設工事標準請負契約約款の一部改正 (監理課) 1	

## 告 示

### 石川県告示第140号

石川県建設工事標準請負契約約款(平成8年石川県告示第145号)の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

第43条第1項第6号中「者。以下この号」の次に「及び次条」を加える。

第44条第1項第1号中「第49条第1項」を「第49条」に改め、「同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により」を削り、同項第2号中「、独占禁止法第50条第1項」を「独占禁止法第62条第1項」に改め、「同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により」を削り、「確定したとき」の次に「(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「使用人」の次に「を含む。次号において同じ。」を加え、「第198条」を「独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 受注者について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

第48条第1項中「第44条第1項各号」を「第44条第1項第1号から第3号まで」に、「賠償金として、この契約による請負代金額」を「請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)」に、「、発注者の」を「賠償金として発注者の」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 第44条第1項第1号又は第2号に該当する場合であって、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当販売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要があると認めるとき。

第48条第2項中「第44条第1項第5号」を「この契約に関して、第44条第1項第3号」に改め、「、賠償金として」及び「この契約による」を削り、「額を」の次に「賠償金として」を加え、同項第1号中「場合」を「とき。」に改め、同項第2号中「第44条第1項第5号」を「第44条第1項第3号」に、「場合」を「とき。」に改め、同項第3号中「場合」を「とき。」に改め、同条第3項から第5項までを次のように改める。

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が賠償金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

4 前3項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、発注者は、その構成員(共同企業体が既に解散しているときは、その構成員であった者。以下この項において同じ。)に賠償金を請求することができる。この場合において、構成員は、賠償金を共同連帯して発注者に支払わなければならない。

5 前各項の規定は、工事が完成した後においても適用する。

